

令和5年度
第1回三島市地域包括支援センター運営懇話会 会議録

1 開催日時

令和5年7月6日（木） 午後1時15分～2時50分

（令和5年度第1回三島市地域密着型サービス運営懇話会と合同開催。うち、本懇話会開催時間 午後1時15分～2時30分）

2 開催場所

三島市役所本館3階 第1会議室

3 出席者

(1) 委員

榎澤委員（座長）、青田委員（座長代理）、金木委員、半田委員、渡邊委員、宮川委員、近藤委員、鈴木委員、本田委員、米山委員、中神委員、海老名委員

(2) 事務局

佐野健康推進部長

<地域包括ケア推進課>

石井課長、木村副参事、伊藤主幹（地域包括支援センター三島センター長）、田神副主任保健師、福田副主任社会福祉士

<介護保険課>

鈴木課長、松田課長補佐、若狭副主任、中村保健師

4 会議の公開・非公開

公開

5 傍聴人

0人

6 会議の内容

(1) 依頼状交付

委員の交代により半田委員に佐野健康推進部長から交付

(2) 佐野健康推進部長挨拶

(3) 議題

ア 令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画について

(ア) 三島北地区地域包括支援センター

○ 令和4年度事業報告

重点的に取り組んだものとして、機能強化事業である家族介護者支援が挙げられる。そのひとつとして、令和4年度はヤングケアラーをテーマに、順天堂大学看護学部と研修会を開催した。オンラインを活用し87名の参加があった。

2点目として、社会保険労務士と協働し障害年金の仕組みについて、実践的な研修を開催し102名の参加があった。

○ 令和5年度事業計画

昨年度に引き続き、家族介護者支援をテーマに、順天堂大学看護学部と研究を行う予定である。具体的には9月21日に老々介護テーマに、シンポジウムを企画しており、地域住民を対象に百名程度の規模となる見込み。

また地域づくりの一環として、昨年度総合相談の件数が多かった地域である東壱町田と山上団地において、家族介護者教室と介護予防教室を開催する。これまでの教室ではそろばんや料理が定番となっていたが、新しい試みとして就活セミナーや心理士によるストレスケアを予定している。

(イ) 北上地区地域包括支援センター

○ 令和4年度事業報告

総合相談の件数が減少した理由として、職員の体調不良等による休業期間に職員の補充ができなかったことが挙げられる。虐待ケースなどは職員の精神的負担が大きくなっており、現在は施設で月2回、カウンセラーと面談ができる体制を整えている。

重点目標としては、認知症施策を中心に活動した。オレンジ徳倉と連携した事業や認知症の家族会も再開した。また総合相談の傾向から、男性介護者が交流する機会が少ないため、男性介護者に焦点を当てた家族会を実施した。

その他に、緊急医療情報キットを用いた戸別訪問の活動を実施しており、令和4年度は新たに2つの自治会と連携するようになった。

○ 令和5年度事業計画

引き続き認知症施策を強化し、各地域包括支援センターやチームオレンジとの連携を図っていく。特に今年度は認知症に関する活動の担い手づくりに重点を置きたい。

また地域との連携については、救急医療情報キットの活動をさらに広げて、自治会や民生委員に協力を求めつつ、活動内容を消防やケアマネ等、他の機関と共有し、幅広く活用できるものにしていきたい。

(ウ) 錦田地区地域包括支援センター

○ 令和4年度事業報告

総合相談に関して、民生委員や警察からの相談が伸びている。また相談内容も認知症等の支援や高齢者虐待に関するものが増えており、これらは高齢者自身が助けを求めることができないケースが増加していることの現れだと思い、潜在的な相談をどのように発見していくかが課題と感じている。

なお令和4年度の事業計画は、ほぼ目標が達成された。

○ 令和5年度事業計画

介護支援専門員が実践する個別支援・地域支援を強化し、さらにスーパーバイザーの機能が行えるよう、研修会等を開催していく。これらの事業については、三島市介護支援専門員連絡協議会等と運営していく。

2点目として、感染症災害に対する意識を高め、地域住民の自助や互助を強化したいと考えている。

3点目は、令和4年度の総合相談の分析から、潜在的な相談を早期に発見し支援に繋

げるシステムを構築したいと考えている。民生委員との連携を強化し、地域住民が気軽に相談できる仕組みを作りたい。

(エ) 中郷地区地域包括支援センター

○ 令和4年度事業報告

総合相談に関して、民生委員からの相談が増加している。地域包括支援センターが地域での高齢者の相談窓口として認知され、関係性ができているのではないかと判断している。

また令和4年度はネットワークの構築に重きを置き活動してきた。地域住民や関係機関とネットワークの構築を図るため、ネットワーク会議というものを開催し、顔の見える関係づくりから相談しやすい関係性を目指した。

○ 令和5年度事業計画

重点目標として、多職種協働のネットワークの構築を引き続き目指しており、その中で地域課題の把握を実施していく。

その他の事業は令和4年度から実施しているものになるが、地域課題を把握する中で、新たな事業を展開していく。

なお、事務所を移転し、地域住民や関係機関、専門職など誰でも気軽に相談できるよう整備した。

(オ) 地域包括支援センター三島

○ 令和4年度事業報告

総合相談は大きく増加し、基幹型センターとしての役割に加え、困難事例の対応を含めた関係機関との連携調整を必要とするケースが増加しているためと思われる。

介護予防支援事業については直営の実施率が高く、一方地域ケア個別会議の開催数は目標の達成には至らなかった。

また、南地区介護支援専門員連絡会は開始2年目となり、顔の見える関係作りができている。

○ 令和5年度事業計画

基幹型センターとしての機能強化と、担当圏域における関係機関との連携強化に取り組んでいく。そのひとつとして保健師と主任介護支援専門員の合同部会を開催し、介護予防支援に関するケアマネジャーのスキルアップを図っていく。

また、地域共生社会の実現に向けた地域づくりと資源開発を目標に、地域包括支援センターの周知を行いつつ、モデル地区での見守り体制づくり、生活支援コーディネーターとの協働事業等を進めていきたいと考えている。

(カ) 市内5地区の地域包括支援センター実績合計（事務局より説明）

まず総合相談事業については、実人数及び延べ件数とも増加している。支援内容別集計では、社会資源の紹介調整、制度の説明や支援、悩み傾聴、実態調査・安否確認、ケアマネ後方支援の順となっている。虐待の相談対応も増加しており、2人体制以上で実施する場面が多いことから相談件数の伸びにつながっている。

続いて権利擁護事業の高齢者虐待認定数は7人となり昨年度より増加した。また困難事例への対応が増加し、重複課題を持つケースの支援が多くなっている。

指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業については、包括で全体の23.6%となっている。

地域への活動では、新型コロナウイルスの感染状況下においても各包括がそれぞれ対策を講じ、地域の高齢者の安心安全を守る活動を実施してきた。

令和5年度は、各地域包括支援センターの機能強化事業にそれぞれの地域包括支援センターから1名ずつ参加し、全市的に展開するよう進めていく。

【質疑・応答】

(委員) 民生委員は令和4年12月に一斉改選し新体制で始まった。多くの民生委員が新任であり、地域包括支援センターとの連携の必要性を感じている。一方で地域包括支援センターは業務が忙しく、職員の体調管理には十分気を付けてほしいと思う。

そうした中、民生委員として感謝するところは、地域包括支援センターは原則65歳以上の方が対象と思うが、どこに相談していいかわからないケースなどにおいても、地域包括支援センターと連携を取らせてもらい、障がいを持った方や生活に困ってる方などがいれば、まずは地域包括支援センターに相談させてもらい、適切な機関に繋げてくれている。そういった連携を今後もお願いしたい。

一方で新任の民生委員は地域包括支援センターとの連携が十分にできていないと感じているので、民生委員の定例研修会等において、新たな関係を作っていきたいと思う。

(委員) 細部に至ってはたくさん重要な問題があると思うが、やはり根本的な問題は職員が少ないという点ではないかと思う。報告にもあったが、体調が悪くなり職員が不足するといった問題があるようだが、この点について市の方向性や計画についてはいかがか。

(事務局) 地域包括支援センターが高齢者支援の中核機関になっており、どうやらその支援を充実させていけるか、職員の健康管理も踏まえながら検討していきたい。

(委員) 高齢者支援の中核は地域包括支援センターだと思う。各地域包括支援センターは重点目標を掲げているが、1年では解決できない問題もあると思うので、3年程度の中長期目標と1年程度の短期目標を分けて実施すべきである。計画に掲げた事業が1年間で達成できたから「終了」ではなく、この事業を達成することの意義などを問い、中長期目標に向け次のステップに進めてほしい。

また、この重点目標は市で統一されたものであり、各地域包括支援センターでオリジナルな目標を掲げるべきである。業務が非常に難しく、人員の問題も出たが、だからこその業務に絞ってやるべきなのか各地域包括支援センターで考え、人を増やすというのは大変だと思うので、今いる人員で何ができるかというのを求めながらやるべきだと考える。現状で何ができるか、長期目標を明確にし、それを達成していくこと

かと思う。

(委員) 様々な強化事業があるが、三島市民がどれだけこの事業を認知してるのか。素晴らしい事業を実施していると思うので、認知度を広める活動も実施してほしい。

イ 令和5年度三島市地域包括支援センター運営事業及び職員体制について

【事務局説明（要旨）】

三島市地域包括支援センター運営指針は昨年度と同様である。

業務評価については、国が定めた評価指標を用いて実施しているが、令和3年度の評価結果に基づき、成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準を市と地域包括支援センターとで共有した。

また前回の懇話会において介護予防支援の委託にあたっては、介護予防サービスを利用する者にとって最も利益が及ぼされるようにすべきという意見があり、要支援認定と判定された利用者のサービスの利用状況や、その後の介護認定に及ぼす影響等、様々な統計を活用し、傾向や地域特性について調査研究をすると共に、指定居宅介護支援事業者やサービス提供事業者に対しては、調査から得られた結果に基づき周知や指導を実施していく。

【質疑・応答】

特になし

ウ 町別高齢者数及び高齢化率について

【事務局説明（要旨）】

「三島北地区」「三島南地区」「北上地区」「錦田地区」「中郷地区」における、令和5年3月31日現在の町別の65歳以上人口及び高齢化率を表にしてある。高齢者人口は昨年より98人減少したが、市内全体の高齢化率は昨年の30.0%から上昇し30.3%となっている。

【質疑・応答】

特になし

エ 令和6年度における三島市地域包括支援センター運営事業の業務委託について

【事務局説明（要旨）】

三島北地区地域包括支援センター業務委託については、1年度ごとの単年度契約とすると示して公募したため、単年度契約を更新していくこととなっている。また委託契約書第5条に「委託業者が受託者の実施する事業評価を三島市地域包括支援センター運営懇話会に報告し、意見を求めること、また、更新に関する申し出は委託期間の満了の6か月前までに行うこと」が規定されている。

よって令和3年度の業務評価を含め、三島北地区地域包括支援センターの運営状況と業務委託について、意見を伺いたい。

【質疑・応答】

特になし

オ 地域包括支援センター及び日常生活圏域の見直しについて

【事務局説明（要旨）】

地域包括ケアシステムは、それぞれの市町村が地域の特性に応じて構築することとなっており、2025年を目標に取り組んできた。地域包括ケアシステムは、住民が日常生活を営んでいる地域としておおむね30分以内に必要なサービスが提供されるよう、おおむね中学校区を単位として整備されることが想定されており、日常生活圏域は地域の状況を勘案して、市町村が介護保険事業計画において定めるものとなっている。この日常生活圏域において、高齢者の支援、地域の現状や課題の把握、ネットワークの構築などの取り組みを推進する拠点として地域包括支援センターを設置している。今後は後期高齢者の人口増が予測され、平均寿命の延伸や単身世帯の高齢者の増加などにより、支援の必要な高齢者も増えることから、日常生活圏域を再度見直し、地域包括支援センターの適正な体制維持対応策について検討する必要がある。今年度は、次期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定年度となっており、懇話会などにおいて協議し、地域包括支援センターや日常生活圏域の見直しについて、検討していきたいと考えている。

【意見・質疑応答】

(委員) 地域包括ケアシステムを進める上で、資料には7カ所の設置が必要と記載されているが、先ほどの人材不足の話から考えると、矛盾した話とも思う。医療の現場では集約化が図られており、つまり数を減らさなければならないということである。まずは中学校区に合わせるといった概念を根本から考え直し、減らしていく、もしくは集約化された統合機関を作らないと、今後ますます人材が不足するのではないかと考える。

(センター長) 人を増やすのではなく、現在の人員で何ができるか考えてほしいと意見をいただいた。運営にあたっては質と量が大事であると思うが、費用も大事である。物価の上昇や感染予防対策に併せた委託費について検討してほしい。

(センター長) 当センターでは、24時間365日を見据えて法人から1名加配してもらい5名体制で業務にあたっている。日常生活圏域の見直しによって対象となる高齢者数が減ったからといって、職員が1名減っても大丈夫かという、そういう状況ではないのが実情である。

(センター長) 虐待ケースや安否確認が必要なケースなどは2名体制で行っており、現在の人員配置である4名体制でも厳しい場面がある。よって日常生活圏域の見直し後においても現在の体制を維持したい。

(センター長) 当初高齢者人口が6,000人以下であったため3名体制で事業を開始した。3名体制時は非常に苦勞し、正直バーンアウトするような状況であった。その後、0.6人分が加配され、法人からも人件費を充ててもらい現在は5人体制で運営しているが、

それでも緊急対応がある中で日々苦勞している。これまでの経験から以前のような3名体制での運営は非常に厳しいと感じている。

(委員) 物価上昇の話もあったが、それに加えやはり包括の職員にも家族がおり、緊急対応や残業の多さの状況を聞いて厳しいのではないかと感じる。看護師や介護士などが不足している昨今、その業務内容に見合った給料でないと人材が整わない。職員の意欲を湧かせ、心と体を健康にする。心が壊されると、いろいろなことに対して前向きになれないと思う。今後地域は高齢化していく。そのような中、委託費を増やす等によって地域包括支援センターから明るい声が聞こえればいいと思う。

(委員) 基本的に人も金も増えないと考えたほうがいい。アイデアと人員配置で乗り切るしかないと思う。人も税収も減っていく。前例ではなく、新しいことを考えてほしい。

(事務局) 地域包括支援センターは現在4カ所に委託し運営しているが、これはプロポーザルで決まった事業所である。人件費も物価も高騰しているので、次にプロポーザルを行う際は、委託金の設定についても十分考慮していく。

しかし現時点では地域包括支援センターを決めるというより、まずは日常生活圏域をどうするかという点について介護保険事業計画の中で定めなければならない。日常生活圏域は市民が徒歩30分以内で歩いていける範囲という考えがあり、できる限り市民にとって近い場所が望ましく、国は中学校区を打ち出している。現在、第9期介護保険事業計画を策定しているところだが、第7期を作る際に日常生活圏域を6カ所作る方向で進めてきた経緯があり、まず令和元年に1カ所増やした。

この時、いっきに6カ所増やすべきだという意見もあったが、他市町の状況を鑑みて、本市としては少しずつ日常生活圏域を増やし、地域包括支援センターをひとつずつ育てていこうという方針を取った。

市民にとって一番望ましい姿を念頭に入れ、まずは日常生活圏域を定め、その上で地域包括支援センターを設置する計画でいる。今後も様々な意見をいただきながら、日常生活圏域と地域包括支援センターの設置について検討していく。